

よくあるご質問（令和7年3月時点）

地球温暖化対策報告書制度の改正について、よくあるご質問についてまとめました。

	よくある質問	回答
エネルギー使用量等	<p>Q9-1 排出量算定に使用する小売電気の排出係数は何を使用すれば良いでしょうか。</p> <p>【CO₂排出係数】</p>	<p>A9-1. メニュー別の電気を契約されている場合は、契約されているメニュー別の排出係数を使用してください。メニュー別の電気契約されていない場合は小売電気事業者全体の排出係数を使用してください。小売電気事業者の排出係数がわからない場合は、代替値を使用してください。</p>
	<p>Q9-2 熱供給事業者ごとの排出係数や都市ガス事業者等ごとの排出係数は何を使用すれば良いでしょうか。</p> <p>【CO₂排出係数】</p>	<p>A9-2. 熱供給事業者ごとの排出係数については、『東京都総量削減義務と排出量取引制度』で公表する数値を使用してください。 都市ガス事業者ごとの排出係数については、環境省のウェブサイトで毎年度公表される数値を使用してください。（https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc） 上記公表先に契約している熱供給会社や都市ガス会社が存在しない場合は、代替値を使用してください。</p>
	<p>Q9-3 再エネ電気の一次エネルギー換算係数は「8.64GJ/千 kWh」を使用するのででしょうか。それとも「3.6GJ/千 kWh」を使用するのででしょうか。</p> <p>【一次エネルギー換算係数】</p>	<p>A9-3. 再エネ電気の一次エネルギー換算係数は「8.64GJ/千 kWh」となります。ただし、事業所外から調達する再エネ電気に限ります。このため、自家発電・自家消費（オンサイト）とグリーン電力証書・FIT 非化石証書・非FIT 非化石証書（再エネ指定）および非化石証書・グリーン電力証書購入分については原油換算使用量及び一次エネルギー使用量の算定から除外されます。</p>

	よくある質問	回答
	<p>Q9-4 自家発電・自家消費（オンサイト）で調達した再エネ電気については、一次エネルギー換算係数「8.64GJ/千 kWh」を使用するのでしょうか。</p> <p>【一次エネルギー換算係数】</p>	<p>A9-4. 自家発電・自家消費（オンサイト）で調達した再エネ電気については、一次エネルギー使用量の算定対象外となります。</p>
	<p>Q9-5 グリーン電力証書・FIT 非化石証書・非 FIT 非化石証書（再エネ指定）および非化石証書・グリーン電力証書を利用して調達した再エネ電気については、一次エネルギー使用量の算定に含まれないということが良いのでしょうか。</p> <p>【エネルギー使用量】</p>	<p>A9-5. グリーン電力証書・FIT 非化石証書・非 FIT 非化石証書（再エネ指定）および非化石証書・グリーン電力証書でオフセットした電気については、一次エネルギー使用量の算定に含まれます。</p>
	<p>Q9-6 電気や熱の排出量算定で使用する排出係数は国の地球温暖化対策の推進に関する法律で公表される基礎排出係数や調整後排出係数は使用することはできるのでしょうか。</p> <p>【CO₂排出係数】</p>	<p>A9-6. 電気や熱の排出量算定で使用する排出係数は、東京都が公表する値を使用しますので、国の地球温暖化対策の推進に関する法律で公表される基礎排出係数や調整後排出係数は使用することはできません。</p>
	<p>Q9-7 排出量算定に使用する電気・熱・都市ガスの代替値は毎年変更されるのでしょうか。</p> <p>【CO₂排出係数】</p>	<p>A9-7. 排出量算定に使用する電気・熱・都市ガスの代替値は変更されません。</p>
	<p>Q9-8 都市ガスの排出量算定で使用する排出係数は国の地球温暖化対策の推進に関する法律で公表される排出係数を使用することができるのでしょうか。</p> <p>【CO₂排出係数】</p>	<p>A9-8. 都市ガスの排出量算定で使用する排出係数は、国の地球温暖化対策の推進に関する法律で公表される調整後排出係数を使用してください。</p>

	よくある質問	回答
	<p>Q9-9 電力小売事業者と契約している再エネメニューで使用している電気はすべて再エネ電気として認められるのでしょうか。</p> <p>【再エネ】</p>	<p>A9-9. 再エネ電気として認められる電力量は、小売電気使用量に再エネ比率を乗じて算定される量となります。メニュー別の電気を契約されている場合は、契約されているメニュー別の再エネ比率で算定することができます。</p>
	<p>Q9-10 電気の一次エネルギー換算係数は昼間・夜間の区別はなく一律「8.64GJ/千 kWh」を使用するのでしょうか。</p> <p>【一次エネルギー換算係数】</p>	<p>A9-10. 電気の一次エネルギー換算係数は昼間・夜間の区別はなく一律「8.64GJ/千 kWh」を使用します。</p>
	<p>Q9-11 単位発熱量や一次エネルギー換算係数等は事業者側で入力するのか、作成ツールですでに設定されているのでしょうか。</p> <p>【一次エネルギー換算係数】 【CO₂排出係数】</p>	<p>A9-11. 作成ツールで設定していますので、燃料等使用量のみを報告してください。ただし、排出係数については事業者側で入力していただく必要があります。</p>
	<p>Q9-12 小売電気事業者が年度途中で変更された事業所の場合、排出量算定等の報告に使用する排出係数や再エネ率はどの数値を使用すればよいのでしょうか。</p> <p>【CO₂排出係数】 【再エネ】</p>	<p>A9-12. 契約する小売電気事業者を年度途中で変更された場合は、当該年度のうち契約期間の長い小売電気事業者の排出係数や再エネ率を使用してください。</p>
	<p>Q9-13 「小売電気事業者の再エネ電気メニューの種類」はどのような内容を報告すれば良いのでしょうか。</p> <p>【再エネ】</p>	<p>A9-13. 契約されている小売電気事業者の再エネ電気メニュー名称又は通称メニュー名称（再エネ50%メニューや非化石証書メニューなど）を報告してください。</p>
省エネ対策の取組状況	<p>Q9-14 グリーン電力証書・FIT 非化石証書・非FIT 非化石証書（再エネ指定）および非化石証書・グリーン電力証書を利用して調達した再エネ電</p>	<p>A9-14. グリーン電力証書・FIT 非化石証書・非FIT 非化石証書（再エネ指定）および非化石証書・グリーン電力証書でオフセットした電気については、一次エネルギー使用量の算定に含ま</p>

	よくある質問	回答
	<p>気については、省エネの目標（全事業所のエネルギー消費量を35%削減または全事業所の原単位がベンチマークレンジA））に反映されないということで良いのでしょうか。</p> <p>【再エネ】 【エネルギー使用量】</p>	<p>れます（エネルギーの削減効果としてみなされません）。</p>
	<p>Q9-15</p> <p>ベンチマークのレンジAの基準ですが、オフィス系のビルを1棟転貸（他社所有のビルを1棟借り上げ、各フロアをテナントに転貸）している場合は「オフィス（専用部）AまたはB」、オフィス系のビルの共用部以外を転貸している場合も「オフィス（専用部）AまたはB」の基準でよろしいのでしょうか。</p> <p>【省エネ】</p>	<p>A9-15.</p> <p>ベンチマークについては、専有部を使用している場合に「ベンチマーク適合事業所」となります。お示しいただいた事例としては、ビル使用者ですが、専有部を他事業者へ転貸しているため、「ベンチマーク適合事業所」に該当しません。専有部を含めて報告される場合は、オフィス（テナント専用部）又はテナントビル（オフィス）の基準を使用してください。</p>
	<p>Q9-16</p> <p>省エネ目標で事業者の取り組みを選択する場合、2030年に向けた省エネ達成の基準が公表されていない年度を基準年度として選択したい場合はどうすれば良いのでしょうか。</p> <p>【省エネ】</p>	<p>A9-16.</p> <p>2030年に向けた省エネ達成の基準については、順次ガイドラインにて公表させていただきます。</p>
	<p>Q9-17</p> <p>省エネ目標で事業者の取り組みを選択する場合、基準年度に比べて売買等で事業所が増加している場合、達成が難しくなると存じますが、補正の方法などをご検討はされていますでしょうか。</p> <p>【省エネ】</p>	<p>A9-17.</p> <p>基準年度は選択しなおすことができますので、事業者の排出状況や取組状況等に応じて基準年度を変更してください。または、事業所の取組に変更いただくこともできます。</p>
	<p>Q9-18</p> <p>省エネ目標で事業者の取り組みを選択する場合、過去の基準年度を選択する場合、エビデンスは必要でしょうか。</p>	<p>A9-18.</p> <p>過去の基準年度を選択する場合、エビデンスは不要ですが、過去に地球温暖化対策報告書を提出されている場合は、その報告数値を使</p>

	よくある質問	回答
	うか。 例えば2020年度を基準とする場合、2020年度の対象物件合計使用量の提出が必要でしょうか。 【省エネ】	用してください。なお、事業者内で管理している数値がある場合は、そちらの数値を使用いただいで問題ございません。地球温暖化対策報告書を提出した年度よりも前の年度を選択される場合は、報告値がありませんので、事業者内で管理している数値を用いて対象となる事業所の合計使用量を基準年度の値として記載してください。
	Q9-19 省エネの目標の値に使用する単位は何になりますでしょうか。 【省エネ】	A9-19. 事業者の取組については削減率で評価しますので、目標値の単位は「%」となります。なお、目標値の算定に使用するエネルギー使用量は「MJ」となります。 事業所の取組については、ベンチマーク評価となりますので、単位は「MJ/m ² 」となります。
	Q9-20 2030年度までの計画とは、どのように報告するのでしょうか。 【省エネ】 【再エネ】	A9-20. 2030年度に達成する計画値（エネルギー削減率、ベンチマーク（原単位）など）を設定し、設定した計画値を達成するために、2025年度から2029年度までの年度ごとに目標値を設定していただきます。 上記内容について、報告書作成ツールに記載する欄を設けますので、そこに記入いただき報告してください。
再エネ利用の取組状況	Q9-21 オンサイトの再エネ発電設備の種類はどのように報告すればよいでしょうか。 【再エネ】	A9-21. 作成ツール上で、再エネ種類をプルダウンで選択することができます。該当する再エネ種を選択して報告してください。
	Q9-22 太陽熱を利用している場合はどのように報告すればよいでしょうか。 【再エネ】	A9-22. 太陽熱で発電している場合は、再エネ種を太陽光として報告してください。

	よくある質問	回答
	<p>Q9-23 自家発電・自家消費（オンサイト）で調達した再エネ電気については、一次エネルギー使用量の算定対象外だが、東京都が2030年に向けて示す達成水準（再エネ）である目標の「利用電力の再エネ電力割合が50%とする」または「再エネ電力100%事業所の割合が20%とする」の再エネ率の分母・分子の電力量に含めることはできるのでしょうか。</p> <p>【再エネ】</p>	<p>A9-23. 自家発電・自家消費（オンサイト）で調達した再エネ電気についても、2030年に向けて示す達成水準（再エネ）の達成状況を判断される際は、電気使用量に含めてください。</p>
	<p>Q9-24 利用可能な再生可能エネルギー由来の証書で「グリーン電力・熱証書」と「非化石証書」がございますが、Jクレジットなどのクレジットは使用不可ということでしょうか。</p> <p>【再エネ】</p>	<p>A9-24. 利用可能な証書は「グリーン電力・熱証書」と「非化石証書」（「FIT 非化石証書」と「非FIT 非化石証書（再生可能エネルギー指定）に限る）となります。</p>
	<p>Q9-25 エネルギー使用量の報告欄で、再エネ電気の使用量を調達方法別に報告が必要になりますでしょうか。</p> <p>【再エネ】</p>	<p>A9-25. 再エネ電気の使用量については調達方法別に報告していただく必要があります。</p>
	<p>Q9-26 再エネ利用における「再エネ」の範囲に制限はあるのでしょうか。</p> <p>【再エネ】</p>	<p>A9-26. 地球温暖化対策報告書作成ガイドライン第3章（4）再生可能エネルギー電力割合の考え方をご参照ください。</p>
	<p>Q9-27 再エネ電気の割合の算出は必要事項を記入すると報告書ツールで自動算出されるということでしょうか。</p> <p>【再エネ】</p>	<p>A9-27. 調達方法別の再エネ電力量等の必要事項を記入いただければ、再エネ電気の割合は作成ツールにおいて自動算定できる仕組みを予定しております。</p>

	よくある質問	回答
	<p>Q9-28</p> <p>各事業所の電気事業者から供給された電気量に占める再エネ電気の量の合計[kWh]を算出する際に必要となる、契約している電気の再エネ率[%]はどのように把握すれば良いでしょうか。</p> <p>【再エネ】</p>	<p>A9-28.</p> <p>2025年度報告の際に使用する再エネ率[%]は、『東京都総量削減義務と排出量取引制度』で各事業所の電気事業者の電気の排出係数と再エネ率を公表していますので、その数値を使用してください。</p> <p>2026年度以降の報告の際は、『東京都エネルギー環境計画書制度』で各事業所の電気事業者の電気の排出係数と再エネ率を公表しますので、そちらの数値を使用してください。</p>
	<p>Q9-29</p> <p>再エネ発電設備の定格出力は、太陽光だとパワーコンディショナ出力と太陽電池モジュールの出力で定格出力が異なりますが、定格出力はどちらの数値を使用すればよいでしょうか。</p> <p>【再エネ】</p>	<p>A9-29.</p> <p>太陽電池モジュールの定格出力を使用してください。</p>
	<p>Q9-30</p> <p>複数のオンサイト再エネ発電設備やオフサイト再エネ発電設備から電気調達している場合、どのように報告すれば良いでしょうか。</p> <p>【再エネ】</p>	<p>A9-30.</p> <p>オンサイト再エネ発電設備やオフサイト再エネ発電設備については、分けて報告いただきます。調達する電気が複数ある場合は、基本的にはそれぞれ報告いただきますが、設置年や設置場所、再エネ種が同一の場合はまとめて報告することも可能です。また、記載できる欄に制限がありますので、発電能力が大きい設備順に報告してください。</p>
先進的取組の実施状況	<p>Q9-31</p> <p>先進的取組はどのように報告するのでしょうか。</p> <p>【省エネ】 【再エネ】</p>	<p>A9-31.</p> <p>先進的取組は取組まれている対策名を報告してください。</p>

	よくある質問	回答
その他	<p>Q9-32 報告様式はないのでしょうか。 【その他】</p>	<p>A9-32. 2025年以降の報告については報告書様式を設けておりません。報告は報告書作成ツールによって出力されたCSVファイルのその1、その2を電子申請にてご提出してください。</p>
	<p>Q9-33 「地球温暖化対策報告書作成ハンドブック（本編）」はいつ頃公表されますでしょうか。 【その他】</p>	<p>A9-33. 制度改正後につきましては「地球温暖化対策報告書作成ハンドブック（本編）」の公表はありません。地球温暖化対策報告書作成ガイドラインと報告書作成動画を公表しますので、そちらを参照してください。</p>
	<p>Q9-34 報告事業所及び目標達成対象事業所は、これまでどおり原油換算エネルギー使用量が30k1～1,500k1未満の事業所でよいでしょうか。 【その他】</p>	<p>A9-34. 報告事業所及び目標達成対象事業所は、これまでどおり原油換算エネルギー使用量が30k1～1,500k1未満の事業所となります。</p>